鳥取県子ども家庭部家庭支援課 鳥取県教育委員会事務局体育保健課

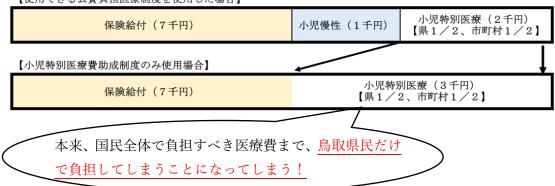
## 災害共済給付制度活用のお願い

<u>鳥取県小児特別医療費助成制度は、</u>子どもたちが医療を受けやすい環境を提供できるよう、 <u>鳥取県と市町村で実施している制度です。</u>

このため、他に活用可能な国や他団体の助成制度を優先して適用しなければ、本来は、国 全体で支えるべき負担まで、鳥取県の皆さんだけで支えることになってしまいます。

なお、<u>学校管理下での災害(負傷・疾病等)</u>は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの 『災害共済給付制度』による給付が行われますので、本制度へ加入されている場合は優先活 用していただき、小児特別医療費助成制度は、**使用しないでください!** 

【使用できる公費負担医療制度を使用した場合】





## 日本スポーツ振興センターへの申請手続きの流れ

学校管理下でケガをした場合





《学校管理下とは》

- ・授業中や部活動
- ・通学路を登下校している場合 等

学校等で申請書類を受け取り、 医療機関を受診します。

《医療機関等へ提出する書類》

医療等の状況、調剤報酬明細書 等



## 総医療費が、

5,000円未満の場合、

小児特別医療費の対象となります。





総医療費が、5,000円以上の場合、 災害共済給付の対象になります。



治療計画に変更があった場合など、 総医療費が5.000円未満に収ま った場合、小児特別医療費の対象と なります。



保険診療の自己負担分(通常3割)を 医療機関窓口で支払い、学校等へ提出 する証明書類等を受け取ります。



領収書をお住いの市町村へ提出し、 払い戻し手続きを行います。

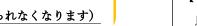


受診後、証明書類等を学校等へ提出します。 (受診した月から2年間提出されなかった場合 は、時効により給付が受けられなくなります)



日本スポーツ振興センターでの審査後、 「自己負担額(通常3割)+「見舞金 (医療費の1割)」が保護者へ給付されます。

※診療開始から、最長10年間が給付対象 となります。



(お問い合わせ先)

【小児特別医療費に関すること】

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

(0857 - 26 - 7572)

○○学校 ○○

 $(0.8 \, \bigcirc) \, -\bigcirc \bigcirc -\bigcirc \bigcirc$ 

※御所属の学校名の等を記入してご活用く ださい。

